

初任運転者に対する安全運転の実技指導及び座学内容の公表

有限会社 駒井運輸

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省第 1089 号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表致します。

基本方針

- ・初任運転者の適正、経験を踏まえて指導内容を決定し、その都度変更し実技指導及び座学を行います。
- ・車種区分については弊社は小型バスのみ所有しておりますので小型バスの車両訓練を行います。

小型車：車両の長さ 7 メートル以下又は座席数 29 人以下

※ 新区分になりましたら下記に変わります。

小型車：車両の長さ 6 メートル以上 8 メートル以下で、かつ旅客席数 33 人以下

★初任運転者に対する特別な指導内容（座学教育 10 時間以上）

- ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダー映像指導

※ グッドラーニング「初任運転者講座」（WEB 講座）を活用しております。

★安全運転の実技指導内容（20 時間以上）

① 実施ルート・方法

・基本的にはスクールバスの運行ルートを走行します。①～⑤号車（小学校）及び中学校の全 6 コースを運行。

② 運転操作

・車両に慣れさせ、走行しやすいコースから運転を始め、徐々に難易度をあげて進めます。

・校外学習で行くところ及び高速道路、道の駅等山間区間、狭い箇所と実技教育を進めます。

また、弊社で共有しているヒヤリハットの中でも多発エリアについても走行します。

・必要に応じて指導者が運転します。

★指導者の指導履歴

・座学教育及び実技教育は、専務取締役及び運行管理者が行います。いずれも乗務経験が豊富な者になります。